

### 第3回第三セクター等のあり方に関する研究会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 9 月 17 日（火） 10 時 30 分～12 時 40 分
- 2 場 所 麴町会館「エメラルド」（東京都千代田区平河町）
- 3 出席者 宮脇座長、蛸子委員、小西委員、杉本委員、辻委員、  
橋本委員、藤波委員、堀場委員、松本委員、望月委員 他
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ①中間まとめ（案）について
    - ②土地開発公社に係るヒアリング（総務省地域振興室）
    - ③林業公社に係るヒアリング（林野庁整備課）
  - (3) 閉会
- 5 議事の経過
  - 座長及び総務省（事務局）より「中間まとめ（案）」の説明を行い、それについて委員の審議が行われた。審議の結果、「中間まとめ（案）」は文言の一部が修正された上で了承された。
  - 総務省より、「中間まとめ」を踏まえた形で施策の検討を進めていく旨が表明された。
  - 土地開発公社の現状と課題について、総務省地域振興室長より説明を行い、それを踏まえて委員からの質疑等が行われた。
  - 林業公社の現状と課題について、林野庁整備課長より説明を行い、それを踏まえて委員からの質疑等が行われた。
  - 第四回以降の研究会は、平成 26 年度以降の第三セクター等の経営のあり方を中心に検討を行うこととされた（第四回研究会の日程については別途調整）。

（主な意見）

<議事①関係（中間まとめ（案））>

- 「中間まとめ（案）」3 ページ 5 行目に「第三セクター等に係る財政的なりスクが対応困難な水準に達している地方公共団体」とある。趣旨は理解できるが、「対応困難だから対応しないこともやむを得ない」と受け取られるおそれがあるため、「財政的なりスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方公共団体」と修正するべきではないか。（各委員了解）

- 本研究会の今後の検討課題として、黒字の第三セクター等について、民間の手法、アイデア等を活用する観点から、近い将来の民営化を踏まえた経営のあり方を議論していくことが必要ではないか。
- 現在、第三セクター等に対して地方公共団体が多額の損失補償等を行っている。しかし、「企業性」の観点からは、第三セクター等は、本来、財務的にも地方公用団体から独立しているべきであると考え。本研究会の最終的な取りまとめに向けては、「財務的に地方公共団体から独立した経営手法」についても議論することが必要ではないか。
- 第三セクター等が地域において果たす役割は重要であるが、第三セクター等を活用する前提として、財政の独立性、第三セクター等が地方公共団体の財政に悪影響を与えないことが重要であると考え。その観点から、地方公共団体の財政的なリスクへの対応が必要な従来の第三セクターと、これから新たな役割を担っていく第三セクターとの区分けを意識しながら、本研究会の検討を進めることが重要ではないか。
- 第三セクター等の経営状況（赤字か黒字か）で公共との関わり方が単純に決まるものではないのではないかと。この点については、今後、しっかり議論していくべきではないか。
- 第三セクター等に係る財政的なリスクを自ら分析できる経営基盤を有し、しっかりと抜本的改革に取り組んでいる地方公共団体ばかりではないのが実情であると考えられる。こうした状況の中で、何らかの事情で財政的なリスクの把握ができないような地方公共団体に対しては、最終的には自ら取り組むべきであるが、そのためのスタートアップとしての支援を中心に、今後とも総務省として継続的に支援を行うことも必要ではないか。

<議事②（土地開発公社の現状と課題）>

- 土地開発公社の機能について、今後とも現状のままで必要なのか、という印象を持つ。

← 土地開発公社が持つ機能の中で、以前には最も活用されていた地価高騰に備えるための土地先行取得については、近年は大幅に減少している。一方で、大規模開発事業や国庫補助事業（区画整理事業、道路整備事業等）等が計画されている地方公共団体においては、土地開発公社は引き続き一定の役割を有する。

また、大規模な地方公共団体においては、用地取得のノウハウを継続的に確保するために公社が活用されている場合がある。例えば、東日本大震災の被災地に公社職員が派遣され、用地取得のノウハウを提供している。

(総務省地域振興室)

- 土地開発公社の経営健全化に取り組むことは重要であるが、特定土地や2号土地について、有利な条件を提示する相手方への売却を進めた結果として、本来はその地域にあるべきではないような施設が建設されることが懸念される。
- 土地開発公社については、ある程度は健全に活用することも重要だと考える。一方で、過去に取得した土地について、土地の需要が多い地域はともかく、少ない地域では整理が困難なのではないかと懸念される。

← 現在、土地開発公社の保有土地は保有期間が10年以上となるものが7割を占めている。このような長期保有土地について、総務省としては地方公共団体が計画的に買い戻しを行うこと等により対策を進めており、簿価上は順調に減少してきている。(総務省地域振興室)

### <議事③(林業公社の現状と課題)>

- 林業公社に係る地方公共団体の財政的な課題は、公社が分収造林事業を行うに際して地方公共団体から行う借入と、地方公共団体以外から借入を行う際に地方公共団体が行う損失補償と考える。

このことや公社は整理に時間がかかるという実情から、林野庁が第三セクター等改革推進債(三セク債)の延長を希望することは理解できるが、どれくらいの期間でこの問題の決着をつけられるのか、という見通しが分からないと議論することも難しいのではないかと懸念されている。

← 現在、各都道府県が林業公社をどうするか検討している中で、整理・再生を決めているのが3、整理・再生の方向で進める意向を持っているのが2存在する。こうした公社が5年かそれ以内に対応することになるのではないかと考えている。(林野庁整備課)

- 本研究会としては、林業公社に係る地方公共団体の損失補償への対応、具体的には損失補償を三セク債等の活用により整理する方策が主要な課題である。この点について、余り時間をかけずに、林業公社のあり方の問題とは切り離して検討を行うことが必要ではないかと懸念されている。

- 林業公社（分収林）の公益的機能は理解できるが、補助金収入が伐採収入を大幅に上回っている現状や、公社が植林を行ってきた土地は条件不利地が多いという経緯も考慮すれば、持続的な林業経営は困難という印象を受ける。

← 補助金収入については、分収林の公益的機能を維持するための森林整備事業（間伐等）であり、林業公社の経営対策ではない。  
国庫補助金も活用し、公社が少しずつ伐採を行いながら天然更新を進めることで、最後は比較的手のかからない森林となって土地所有者に返還されることになると考えている。（林野庁整備課）

- 木材価格と森林育成に要する経費を比較すれば、多くの分収林が不採算となる。一方で、森林を維持・保全していくことは、採算を考えるのではなく、公共事業として必要と考える。

その観点から、林業公社は三セク債の活用も視野に入れて、地方公共団体が財政的負担を負う形で整理を進めるべきではないかと考えているが、各地方公共団体も内部で様々な意見があり、対応が定まらない状況にあると思われる。

- 分収林を採算林・不採算林に区分することは重要であり、それを踏まえて当該林業公社全体としての経営を判断することが必要ではないか。各公社は、国庫補助も活用して、取組を進めることが必要と考える。

- 所有権に関連する重要な課題であるが、分収林の土地所有者が共有の場合などでは、権利関係が複雑になっていくという問題への対応が必要ではないか。

- 「林業は儲からない」という前提に立った議論が多いが、総務省の中にある「地域の元気創造有識者会議」において、儲かる林業を行っている事例も紹介されている。こうした新しい林業の形も考えて、今後の公社のあり方について検討することも必要ではないか。